

申請書類(添付書類)について(例)

(i) 電気事業者へ電気を供給する事業

・申請者の概要(資本金、株主構成、従業員数、主たる業種)に関する書類

⇒登記簿謄本、会社案内、パンフレット等(HPのコピーも可)

・発電設備の発電能力を証明する書類(電気工作物の届出写しなど)

⇒仕様書、カタログ等

・電力供給(予定を含む)を証明する書類(供給契約書など)

⇒北電との電力需給に係る確認書等

・これまでの稼働実績(※)が確認できる書類(運転管理日誌など)

※平成22年12月から平成23年3月までの発電実績の平均(暦日数)とする。(以下同じ)

⇒運転管理日誌、運転管理記録、運転実績データ等(新規の場合は、運転計画等)

・平成24年12月3日から平成25年3月29日までに運転を開始し、これまでの稼働実績と比較して合計500kW以上の増出力等が可能であることを証明する書類(運転管理日誌など)

⇒運転管理日誌、運転管理記録、運転実績データ等(新規の場合は、運転計画等)

・運転開始後から平成25年3月29日までで、これまでの稼働実績と比較して1時間あたり合計500kW以上、1日8時間以上、最大限の日数の稼働が可能であることを証明する書類(運転計画など)

⇒北電との電力需給に係る確認書等

・電力会社への供給量(電力、電力量、供給時間)、それに使用した燃料費の管理に関する書類(運転管理体制など)

⇒電力会社への供給量データを記録・管理する体制を説明する書類及び燃料の購入量、消費量、単価等のデータを記録・管理する体制を説明する書類

<電力供給するために設備工事費が必要な場合は以下の書類を添付すること>

・設備工事に必要な費用の積算の根拠資料(参考見積もりなど)

⇒施工業者等からの見積書、積算書

・設備工事の工事計画(新たに系統連系する場合はその計画も含む)

⇒工事計画書、工程表、工事スケジュール等

【注意】 発電機の発注、購入契約の時期、工事の発注、契約の時期が、8月28日より前のタイミングになっていると、事前着手となってしまうので、補助対象とならない。

・リースを利用する場合については以下の書類も提出

-対象設備に関する契約書(案可)の写し

-契約金額に関する料金計算書

(リース料から補助金相当額が減額されていることを証明できる書類)

運転計画、運転管理体制、設備工事の工事計画については、記載例を参考にしてください(ただし様式は問いません)

(ii) 自家消費の目的で自家発電設備の設置等を行う事業

・申請者の概要(資本金、従業員数、主たる業種)に関する書類
⇒登記簿謄本、会社案内、パンフレット(HPのコピーも可)、納税申告書等

・発電設備の発電能力を証明する書類(カタログ、電気工作物の届出写しなど)

仕様書等

1枚でまとめるのも可。

・平成24年12月3日から平成25年3月29日までに運転開始する、新增設の設備や休廃止設備の再稼働により新增設、増出力される発電設備の出力合計がこれまでの稼働実績と比較して20kW以上となることを証明する書類。

仕様書、カタログ等

・運転開始後から平成25年3月29日までで、これまでの稼働実績と比較して1時間あたり20kW以上、1日4時間以上、最大限の日数での稼働を証明する書類(運転計画など)

⇒発電電力(kW)、運転時間、運転日数(カレンダー活用可)が記載されている運転計画

・なお、需給調整契約やその他電力会社からの個別の要請に基づきピークカットやその他需給ひっ迫時に稼働をするものについては、需給調整契約やその他電力会社からの個別の要請に基づき1時間あたり20kW以上、需給調整契約等に基づき稼働することが可能であることを証明する書類。

⇒北電との電力需給に係る確認書等

・発電量(電力、電力量、発電時間)、需給調整契約等により稼働した場合に使用した燃料費の管理に関する書類(運転管理体制など)

⇒発電量(電力、電力量、発電時間)データを記録・管理する体制を説明する書類

(例) 電気主任技術者等が、発電量関連データを1時間毎に記録、運転管理日誌等で管理、保管する。

・設備工事に必要な費用の積算の根拠資料(参考見積もりなど)

⇒施工業者等からの見積書、積算書

・設備工事の工事計画

⇒工事計画書、工程表、工事スケジュール等

【注意】 発電機の発注、購入契約の時期、工事の発注、契約の時期が、8月28日より前のタイミングになっていると、事前着手となってしまうので、補助対象とならない。

・リースを利用する場合については以下の書類も提出

-対象設備に関する契約書(案)の写し

-契約金額に関する料金計算書

(リース料から補助金相当額が減額されていることを証明できる書類)

運転計画、運転管理体制、設備工事の工事計画については、記載例を参考にしてください(ただし様式は問いません)